

返戻金制度

(1) 紹介手数料は支払うべき賃金の 12 カ月分の 10%とする。

(2) 上記(1)の手数料に消費税を別途支払う。

紹介手数料は、本契約を締結後、採用決定後、雇用を開始した月の翌月 10 日に、(1)のとおり支払うものとする。

但し、3 ヶ月未満に求職者の責により雇用が解除された場合は、以下の算出方法により紹介手数料を返還する

(雇用が解除された場合の返還額)

1 ヶ月未満 紹介手数料の 80%

3 ヶ月以内 紹介手数料の 50%に相当する額